

# 飯南町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和4年1月27日(木)
招 集 場 所	飯南町役場本庁舎2階会議室
出 席 委 員	12名(1・2・4・5・6・7・8・10・11・12・13・14番)
欠 席 委 員	2名(3・9)
議 事 日 程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 農地法第3条に基づく許可申請について 第4 農業経営改善計画認定申請書について 第5 農用地利用集積計画の決定について 第6 非農地判断について
出席した者の職氏名	事務局長 深石 尚志 書記 田邊 郁也
付 託 事 件	開会 9時30分
事務局	ただ今から令和3年度第9回飯南町農業委員会総会を開催致します。  (議長からあいさつがなされたのち、出席委員12名との報告があり、飯南町農業委員会会議規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に1番委員、2番委員が氏名された。)
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願い致します。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について、資料に基づき説明。
委員	(7番挙手) さんの合意解約の件は結局、こういった災害により耕作不能になったのか、状況が分かれば教えてください。災害復旧の対象になれば復旧して耕作できるのではないですか。
事務局	地権者の方が復旧しないとされましたのでも耕作しないことになり合意解約となりました。
委員	分かりました。

議長	それでは、議案審議に入ります。
議長	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について
事務局	議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。  議第1号 農地法第3条に基づく許可申請について、本日6件の申請が出ています。 受付・申請番号213-14号 譲受人の住所氏名 譲渡人の住所氏名  申請の土地 現況地目 畑 登記簿地目 畑 面積 175㎡ 種類 所有権移転 対価 80,000円 期間 許可の日から永久 譲渡理由 農地を維持管理できなくなったため。 譲受理由 唐辛子の栽培規模を拡大するため。 備考 所有面積 1,403㎡ 取得面積 379㎡ 使用貸借面積 1,618㎡ 合計 3,400㎡
事務局	受付・申請番号213-15号 譲受人の住所氏名 譲渡人の住所氏名  申請の土地 他筆 現況地目 畑 登記簿地目 畑 合計面積 204㎡ 種類 所有権移転 対価 30,000円 期間 許可の日から永久 譲渡理由 農地を維持管理できなくなったため。 譲受理由 唐辛子の栽培規模を拡大するため。 備考 所有面積 1,403㎡ 取得面積 379㎡ 使用貸借面積 1,618㎡ 合計 3,400㎡

受付・申請番号 213-16号

譲受人の住所氏名 [REDACTED] 氏

譲渡人の住所氏名 [REDACTED] 氏

申請の土地  
 現況地目 畑  
 登記簿地目 畑  
 面積 390㎡  
 種類 使用貸借  
 内容 畑地  
 期間 許可の日から10年  
 譲渡理由 -  
 譲受理由 -  
 備考  
 所有面積 1,403㎡  
 取得面積 379㎡  
 使用貸借面積 1,618㎡  
 合計 3,400㎡

受付・申請番号 213-17号

譲受人の住所氏名 [REDACTED] 氏

譲渡人の住所氏名 [REDACTED] 氏

申請の土地  
 現況地目 畑  
 登記簿地目 畑  
 面積 574㎡  
 種類 使用貸借  
 内容 畑地  
 期間 許可の日から10年  
 譲渡理由 -  
 譲受理由 -  
 備考  
 所有面積 1,403㎡  
 取得面積 379㎡  
 使用貸借面積 1,618㎡  
 合計 3,400㎡

受付・申請番号 213-18号

譲受人の住所氏名 [REDACTED] 氏

譲渡人の住所氏名 [REDACTED] 氏

申請の土地  
 現況地目 畑  
 登記簿地目 畑  
 面積 654㎡

種類 使用貸借  
 内容 畑地  
 期間 許可の日から10年  
 譲渡理由 -  
 譲受理由 -  
 備考  
 所有面積 1,403㎡  
 取得面積 379㎡  
 使用貸借面積 1,618㎡  
 合計 3,400㎡

16ページに位置図をつけていますのでご覧ください。

受付・申請番号 213-19号

譲受人の住所氏名 [REDACTED] 氏

譲渡人の住所氏名 [REDACTED] 氏

申請の土地 [REDACTED] 他筆  
 現況地目 田及び畑  
 登記簿地目 田及び畑  
 合計面積 9,215㎡  
 種類 所有権移転  
 対価 120,000円  
 期間 許可の日から永久  
 譲渡理由 相続により取得した土地で、遠隔地に居住  
 していて耕作が困難なため。  
 譲受理由 白ネギの栽培規模を拡大するため。  
 備考 取得後農地面積27,431㎡

17ページに位置図をつけていますのでご覧ください。

議長

ありがとうございました。  
 このことについて、申請番号213-14～18号は私が地元  
 委員ですので私から報告いたします。  
 [REDACTED] 頃に [REDACTED] さんからお話しがありました。 [REDACTED] さんは唐  
 辛子を作っておられますが、連作障がいが出始めたということで、  
 農地を拡大したいとのことでした。利用権設定の話を進めていま  
 したが、途中から売買の話が出てきたため、先月の総会には間に  
 合わず、今月の総会に挙げさせていただくこととなりました。

議長

続いて、申請番号213-19号について、地元委員の現地確  
 認報告をお願いします。

[REDACTED] 委員

先程の報告事項にありました [REDACTED] と合意解約さ  
 れた農地になります。近くにおられる [REDACTED] さんが家と農地を全て  
 買うということで、役場の定住担当も間に入って話を進められま  
 した。 [REDACTED] さんは現在、自分の田でネギとさつまいもを栽培して

議長	おられます。年齢は[ ]ですが、拡大してやっていきたいと意欲を持っておられますのでよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 今回挙がっている農地法による使用貸借の件について、事務局から補足説明をお願いします。
事務局	農地を取得しようとする際に設けてあります、30aの下限面積ですが、使用貸借権や賃借権で借りているところも含めて30a以上あれば農地取得ができるという形になります。今回は、3条申請をされていますが、農業経営基盤強化促進法においても利用権設定で借りている土地と取得しようとする土地が併せて30a以上であれば農地取得ができるということになっておりますので皆様、ご承知おきください。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。  (質疑なし)
議長	質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。  (全員挙手)
議長	全員挙手ですので議第1号は原案どおり可決いたしました。
議長	議第2号 農業経営改善計画認定申請について
議長	議第2号 農業経営改善計画認定申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第2号 農業経営改善計画認定申請について、本日2件の申請が出ています。  整理番号1 申請者の住所 [ ] 氏名 [ ]  法人設立年月日 [ ] 新・再 [ ] 再認定申請 ( [ ] 回目の認定申請)
議長	(議案書に基づいて、農業経営改善計画の内容を説明)  ありがとうございました。 これより質疑を受付けます。何かございませんか。

議長	(意見なし)  質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。  (挙手多数)
議長	挙手多数ですので議第2号は原案どおり可決いたしました。
議長	議第3号 農用地利用集積計画の決定について
議長	議第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。
議長	議第3号 農用地利用集積計画について、本日3件の申請が出ています。  整理番号1 利用権の設定を受ける者 [ ]  利用権を設定する者 [ ]  利用権を設定する土地 合計面積 2,110㎡ 現況地目 田 設定する権利 利用権の種類 賃借権 内容 水田 作付け 18.50a 始期 令和4年1月1日 終期 令和7年3月31日 契約 3年 新・再 再設定 借賃 作付け10a当り3,500円 支払方法 毎年12月末日までに口座振り込み
	24ページに位置図をつけていますのでご覧ください。
	整理番号2 利用権の設定を受ける者 [ ]  利用権を設定する者 [ ]  利用権を設定する土地 面積 2,128㎡ 現況地目 田 設定する権利

	<p>利用権の種類 賃借権          内容 水田          作付け 17.45a          始期 令和4年1月1日          終期 令和7年3月31日          契約 3年          新・再借賃 新規設定          借賃 作付け10a当り玄米1袋          支払方法 毎年11月末日までに本人に手渡し</p> <p>25ページに位置図をつけていますのでご覧ください。</p> <p>整理番号3</p> <p>利用権の設定を受ける者 ■■■■■ 氏</p> <p>利用権を設定する者 ■■■■■ 氏</p> <p>利用権を設定する土地 ■■■■■</p> <p>面積 563㎡          現況地目 田</p> <p>設定する権利</p> <p>利用権の種類 使用貸借権          内容 水田          作付け 4.50a          始期 令和4年4月1日          終期 令和6年3月31日          契約 2年          新・再借賃 新規設定          借賃 -          支払方法 -</p> <p>26ページに位置図をつけていますのでご覧ください。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          このことについて、地元委員の現地確認報告を求めます          整理番号1は地元委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。          再設定ということですのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          続きまして整理番号2について報告をお願いします。</p>
■■■委員	<p>■■■さんですが、■■■筆を所有しておられます。■■■筆は既に地元法人に集積されています。今回、残り■■■筆の内、■■■筆を預けたいということでした。残りの■■■筆は自分で耕作したいとのことでした。</p>

	<p>たのでよろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          続きまして整理番号3について報告をお願いします。</p>
■■■委員	<p>農地については親が亡くなられて■■■さんに相続をされましたが、耕作は地元の農業者にお願いすることとなりました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          これより質疑を受付けます。何かございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議長	<p>挙手全員ですので議第3号は原案どおり可決いたしました。</p> <p>議第4号 非農地判断について</p>
議長	<p>議第4号 非農地判断について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議第4号 非農地判断について、今年度、農地利用最適化推進委員、農業委員の皆様にも農地パトロールを行っていただいた結果、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について非農地判断をしていただきたいと思います。</p> <p>(議案書に基づき、非農地判断について説明)</p>
議長	<p>ありがとうございました。          このことにつきまして質疑のある方は挙手願います。</p>
■■■委員	<p>(13番挙手)          私の担当地区で相談を受けていないところが記載されています。農地として回復したいところもありますので判断を保留にいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>判断を保留としたい場所を教えてください。</p>
■■■委員	<p>■■■■■の■■■筆です。地権者と話します。</p>
事務局	<p>分かりました。この■■■筆については今回、保留とします。</p>

議長	他に何かございませんか。
委員	(7番挙手) 要望がございます。 今回、私の担当している地区で、所有者名に対して筆の非農地判断が挙がっていますが、台帳を見れば所有者の方には他の農地があると思います。この名の方ですが、中には所有している農地を一括括して非農地にしたいという方もおられるのではないかと思います。可能であれば来年はこの名の方の他の農地も提示していただければ、実際に見て非農地だと判断する際に所有者本人や私たち農業委員にとっても理解しやすいと思いますので是非お願いしたいと思います。
事務局	そこも含めて農地パトロールをしていただきたいと思っています。ただし、所有者の方が非農地にしたいと思われても現況を見ての判断になりますので現況で回復が見込まれる場合などは農地として判断することになります。そのようなところは非農地判断で非農地に変えることはできません。
委員	農地法でいう非農地というのは耕作に供されていない土地のことですね。原野であっても、木が生えていなくてもここ数年耕作されていない土地や耕作する意欲がない土地であれば非農地判断で非農地として良いと思います。
事務局	そのような土地は基本的には中間管理機構に貸していただくか、耕作されるところに出していただくようになります。重機等を入れないと耕作ができないような土地や木が生えているような土地等でなければ非農地として証明することはできません。
委員	私はその辺り理解ができません。とにかく放っておけば良いという話になりますよね。好き勝手に木が生えてくれば非農地判断できるようになると、私たち農業委員会はそれを防ぐことが使命だと思っています。
事務局	それを防ぐためにも農地として利用できるのであれば、誰かに使っていただく、または耕作できる人を探してくる等して農地は農地として守っていくというのが農業委員会の使命です。
委員	私の考え方とは違いますね。
議長	木が生えて何年も経っている、畦畔が崩壊して田の形状を保てていない等、色々と判断基準がありますが、回復が不可能である土地に対して非農地の判断をします。今回挙がっているものにつきましては、皆様が昨年、農地パトロールで見て歩かれた際、これはもう農地ではない、と判断されたものになります。
事務局	最終的には法務局が現地を見て判断をされます。農業委員会が

議長	非農地と判断しても、法務局が農地と判断すれば非農地とはなりませんのでそこを含めて現況が農地なのか非農地なのかの判断していただくこととなります。耕作がされていない土地であっても、回復が見込まれるのであれば非農地とはなりません。
委員	非農地判断したものについては役場から所有者に通知が送られますが、その通知を持って法務局へ行かれて手続きをされると法務局が現地確認に来られます。手続きをされない限り、台帳上には農地として残り続けます。
事務局	そこなのですが、今見ると面積が何畝といったものが多いです。農地として活用するのであれば、この小さい面積で何を作ってくださいという話になります。所有者の方から耕作する意志はないと言われれば、必然的に非農地判断せざるを得ないのではないかと思いますがいかがでしょうか。
事務局	所有者に耕作する意欲がないとなれば、耕作される誰かを探してくるのが農地利用最適化推進委員等の仕事になります。 委員がおっしゃる通り、個人や地域で耕作することができないことはあるかと思いますが、現状、非農地判断という制度上ではそのような土地を非農地として判断することはできません。
議長	委員、よろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございました。 他に何かございませんか。
委員	(7番委員) 報告事項にありました災害により耕作不能となった農地についてですが、私としては非常に引っかけます。集落営農法人の目的は一体何なのかということになります。法人の目的は地域の農地を守ること、これが第一ですから、極端に言えば、地域の農地を守るためにが農地の復旧に対する費用を見れば良いのではないのでしょうか。被災して耕作ができなくなったから切り捨てるという考え方では地域の農業が段々と衰退していきます。法人としての意識と言いますか、使命を今一度考えた方が良くと思います。
委員	(13番挙手) 委員が今言われた意見については同意しますが、その前に言われたことと矛盾しているところがあります。耕作しないところは非農地にして、法人があるところは何とかして耕作しろというようなこととなりますが、農業委員会はいかに農地を保全するか、農地の使い道について審議するところでのことを言われましたがやらないところは荒らせと

<p>委員</p>	<p>というのは最初の意見と矛盾しているところがあります。 農地を荒らさないようにするのがこの組織の使命ですので面倒くさいから荒らせということにはなりません。</p> <p>(7番挙手) よろしいですか。 私としては、飯南町は守るべき農地とそうでない農地を区別しなければいけないのではないかと考えています。守るべき農地とは以前、国費を投入した土地や、現在、多面的機能や中山間直接支払など国費が投入されている農地のことで、これは税金を投入された貴重な財産です。それ以外の土地はこれまで台帳にあった農地で登記簿上、農地となっている土地です。これについては条件不利地等あるため、切り離すのは致し方ないのではないかと考えています。ですので先程の非農地判断に挙がっているような農地や何を耕作すれば良いか分からない農地というのは、農地台帳から削除していくべきではないかと思っています。 この一線は守らないといけない、という基本的なスタンスの基で飯南町の農地を守っていかなければいけない、というのが私の考え方です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 報告事項の中にありました[ ]との合意解約の件ですが、この約2,000㎡の土地をその後どうされるのかというのにもひとつ問題になってきます。結局、誰かが管理するのかそれとも完全に荒らしてしまうのか、1年後この土地が非農地判断に出てくる可能性も十分にあります。合意解約については簡単に報告事項で済ませています、その後のことは地元の農業委員に見守っていただくしかありません。私たちも一緒ですが、農業委員会で許可を出した後の農地がどうなったか、ということまで確認ができていません。 今回の[ ]の合意解約の件についてはどのような災害があつて契約を解除されたか分かりません。本日は地区担当委員が欠席されており、状況が分かりませんので判断が出来ませんが、きちんと見ておくべきだと考えます。</p>
<p>委員</p>	<p>(6番挙手) 合意解約された農地がどのような状態になっているのか非常に気になっていたところですが、この場では分からないということですね。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。</p>
<p>委員</p>	<p>勿体ない話だとは思いますが、[ ]地区でも災害がありました。先程、議案にもありました[ ]さんの農地も法面がかなり崩れる等の災害に遭っています。その農地は[ ]さんが耕作されますが、復旧は[ ]さんがされると伺っています。</p>

<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 他に何かございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(13番挙手) 関連してお聞きしますが、この土地は[ ]の協定農用地に入っていますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>入っていると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>中山間直接支払制度について、以前は面積が減少すると全部返還することとなっていました、現在は減少した分だけ返還すれば良いというように変わっています。 私の耕作しているところでも水路が埋まってしまい、迂回して水を引かないといけないところがあります。先般[ ]した[ ]さんの土地にしても畦畔をつき直せば水田になりますし、農事組合法人はそういった努力をする使命があると思います。面倒くさいから外すというのはまかり通らないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>そのことにつきましては事情が分かりませんので来月の農業委員会会で説明をしていただこうと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>[ ]については、[ ]の[ ]さんのところも外されたので[ ]さんは個人でやっておられます。そういうところが多すぎると思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 その他何かございませんか。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
<p>議長</p>	<p>質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
<p>議長</p>	<p>挙手全員ですので議第4号は原案どおり可決いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上を持ちまして、議案審議を終了します。 続きまして、事務局から情報提供があればお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より「令和4年度経営所得安定対策と町の助成(案)」、「令和4年度飯南町農作業標準賃金・作業標準料(案)」、「農地機構だより」、「令和4年度飯南町農業委員会総会日程」、「農業者年金」について資料を基に情報提供がなされた。 また、令和3年度の農業委員会活動実績及び成果実績について口頭で情報提供がなされた。</p>

議長	<p>ありがとうございました。 その他、何か情報提供がございますか。</p> <p>(一同なし)</p>
議長	<p>それでは、その他、何かございませんか</p>
事務局	<p>来月の農業委員会は、2月25日(金)に飯南町農業活性化センター研修室で行います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上をもちまして総会を終了します。</p> <p>終了時間 10時36分</p> <p>会 長 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>1 番委員 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>2 番委員 <span style="float: right;">㊟</span></p>